

「令和8年度横浜市産後母子ケア事業(ショートステイ・デイケア)業務委託」に関する質問票

設計図書等に関する質問について

入札参加者は、設計図書等に質問があり、回答を求める場合には、次のとおり取扱うこととします。

- 1 質問の方法
この質問票に記入し、期限までにEメールで送付してください。回答期限までに回答します。
なお、この方法によらない質問には、回答しません。
- 2 期限
令和8年2月12日(木)
- 3 送付先
横浜市子ども青少年局地域子育て支援課 (kd-oyakohoken@city.yokohama.lg.jp)
電話 045(671)2455(直通)
- 4 回答期限
令和8年2月17日(火)
- 5 注意事項
入札後、当該設計図書等について、不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

No.	資料名	ページ	番号等	質問	回答
1	事業計画書		11	次年度より初めてデイケアの申し込みを考えています。立入検査についてですが、昨年助産院を開室し6月に立入調査を受けているのですが、その日時での記入で良いでしょうか。再度必要ですか。必要な場合詳細をご教授いただきたいです。	「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査」の内容を御記載ください。(開業する際の立ち入りとは別のものです。)また、書面調査により、現・医療局医療安全課に提出した書類がある場合は、控えを提出ください。(「助産所調査票」「助産所安全管理自主点検チェックリスト」など)時期により、医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査が未実施の場合は、その旨御記載ください。
2	事業計画書		12	令和7.8年度一般競争入札有資格者名簿 登録なし・あり の回答について病院の場合は何を提示すればよいでしょうか。	令和7、8年度一般競争入札有資格者名簿に登録なしの場合は、なしに○を、登録ありの場合は、ありに○をした上で、登録している業者コードを御記載ください。 なお、市外の医療機関(病院)の場合は、名簿への登録のあり、なしに関わらずその他の提示資料は不要です。
3	受託要件確認票		10 団体の経営 状況	①横浜市一般競争入札に登録されている。または市民税の滞納がない病院の場合はどのようにご回答すればよろしいでしょうか。	市外の医療機関(病院)の場合は、「-」と御記載ください。
4	設計書	1頁		横浜市内の参加医療機関の場合の業務委託仕様書はありますか。	本公募は、助産所と市外産科医療機関向けの内容です。市内の産科医療機関向けに公開している仕様書はありません。
5	設計書	2頁	5	オ:食事の提供について。 乳児の離乳食の提供はどうするのか。 母親に持参してもらい母親自身が食べさせるということで良いか。その際児のアナライシー対策の為初めての食材は持ち込み不可に出来るか。	当該箇所の「食事の提供」は、母親への食事を指しており、乳児への離乳食の提供は本事業の実施内容に含みません。
6	設計書	2頁	5	オ:食事の提供について。 乳児の食事の提供は無しで良いか。	No,5を御参照ください。

No.	資料名	ページ	番号等	質問	回答
7	様式1	1頁	(6)	横浜市入札資格を有していません。令和7年7月開業のため、事業収入等の納税証明はなく、施設購入に関する不動産取得税、固定資産税の証明でよろしいか、入札資格の取得をしなければならないか。対応がわからない。	法人の設立届を提出後、納税証明書(滞納のない証明)を発行することが可能です。 法人の設立届については、横浜市財政局法人課税課、納税証明書(滞納のない証明)については、事業所所在区の区役所税務課へお問い合わせください。
8	受託要件確認票	1頁	10	横浜市入札資格を有していません。令和7年7月開業のため、事業収入等の納税証明はなく、施設購入に関する不動産取得税、固定資産税の証明でよろしいか、入札資格の取得をしなければならないか。対応がわからない。	No,7を御参照ください。
9	発注情報詳細 (物品・委託等)	-	提出書類3 (2)	当施設は、助産院・産後ケアセンターとして1F、3~5Fを占有しており、また教育機関(大学院)が2Fを占有した施設になっております。また、保健所に助産所としての届出をしているフロアは4Fのみとなっております。この場合の図面の提出は助産所フロアの4Fのみでしょうか。それとも助産院、産後ケアセンター全体(1F、3~5F)でしょうか。	横浜市産後母子ケア事業(ショートステイ・デイケア)業務委託を実施する場所の図面を提出ください。 なお、本事業は、仕様書5(3)に「医療法上許可を受けた入所室で実施すること」と定めていますので、助産所としての届出・許可を受けていない入所室での実施はできません。
10	発注情報詳細 (物品・委託等)	-	提出書類3 (4) (6)	当法人では、本部が定款や納税証明書の取り扱いをしており、入手の手続きに1カ月ほどかかる可能性があります。そのようなこともあり申請期限までに提出が難しい状況です。過去(令和6年4月入手)のものでしたら、コピーの提出が可能となります。後日最新のものをご提出する形でよろしいのでしょうか。	現時点で提出できる最新のを提出期限までに御提出ください。 受託が決定した場合は、契約締結日までに最新のを御提出ください。 なお、市外の医療機関(病院)の場合は、名簿への登録のあり、なしに関わらずその他の提示資料は不要です。
11	発注情報詳細 (物品・委託等)	-	提出書類3 (4)	定款についてですが、原本証明ありの提出が必要でしょうか。それとも定款の写しのデータでも可能でしょうか。	写しで差し支えありません。
12	発注情報詳細 (物品・委託等)	-	提出書類3 (6)	提出書類として「市民税納税証明書」が指定されておりますが、納税証明書の提出で代用可能でしょうか。その際、納税証明書の種別は指定がありますでしょうか。なおこちらも本部にて手続きを要するため、1か月程度の時間を要してしまう可能性があります(令和6年4月入手の「その3の3」未納税額がない証明の写しでよければすぐに提出可能です)	横浜市の市民税の滞納がないことを確認できる書類を御提出ください。 税の滞納がないことを確認できる書類であれば、種別の指定はありません。 なお、市外の医療機関(病院)の場合は、名簿への登録のあり、なしに関わらずその他の提示資料は不要です。
13	発注情報詳細 (物品・委託等)	-	提出書類3 (5)	2024年4月に開院し今年4月に3年目を迎えますが、現状、保健所の立入調査が行われておりません。そのため直近の「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査」結果報告書・助産所現地調査報告書・改善報告書の提出ができない状況です。どのように対応をしたらよろしいでしょうか。	書面調査により、現・医療局医療安全課に提出した書類がある場合は、控えを提出ください。(「助産所調査票」「助産所安全管理自主点検チェックリスト」など) 時期により、医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査が未実施の場合は、その旨御記載ください。

No.	資料名	ページ	番号等	質問	回答
14	事業計画書 (様式2)	3頁	3 業務実施体 制 (人員配置)	施設管理者・母子ショートステイ実施責任者・母子デイケア実施責任者についてですが、全て同一人物としても良いのでしょうか。それとも3者とも別に配置したほうが良いのでしょうか。ご意向をお伺いできればと思います。	同一人物でも差し支えありません。
15	事業計画書 (様式2)	3頁	下段	連携医療機関については、嘱託医療機関協定書を交わし、診察が必要な際は依頼をしておりますが、嘱託医として個人の医師を指定はしておりません。そのような場合、嘱託医師の欄や所属医療機関は空欄にし、連携医療機関名だけの記載だけで良いのでしょうか。	連携医療機関名のみでの記載で構いません。協定書に記載された医療機関名の記載をお願いします。
16	事業計画書 (様式2)	1頁		記載内容の記載例などがございましたら、頂戴したくお願い致します。	記載例はありません。
17	横浜市 産後母子ケア事業実施要 綱	2頁	第4条 (1) ア	当該実施要領では「午前9時～午後5時の間は【常勤】の助産師を常駐」となっておりますが、令和8年度横浜市産後母子ケア事業(ショートステイ・デイケア)業務委託仕様書(助産所、市外産科医療機関)の6 実施機関における人員配置に関する記載では「常時1人以上の助産師」、「常駐の助産師」となっております。当院では助産師(常勤・非常勤)が対応しておりますが、ご意向をお伺いできればと存じます	助産師は常勤である必要はありません。 午前9時～午後5時の間は、常時1人以上の助産師が常駐するようにしてください。
18	横浜市 産後母子ケア事業実施要 綱	3頁	第6条 (3)	「安全管理マニュアルを別に定めるものとする」について、横浜市の安全管理マニュアルを頂戴したく、お願い致します。	令和6年12月版の安全管理マニュアルを掲載します。 なお、令和8年度版は受託者に別途お渡します。
19	令和8年度横浜市産後母 子ケア事業(ショートステ イ・ デイケア)業務委託仕様書 (助産所、市外産科医療機 関)	3頁	8 (6)	事務費の請求について各利用者が最初に利用した日の属する月の翌月に併せて請求となっておりますが、月をまたいで利用の場合、どのように請求させていただくと宜しいのでしょうか。	最初に利用した日(初日)の属する月の翌月に請求してください。
20	令和8年度横浜市産後母 子ケア事業(ショートステ イ・ デイケア)業務委託仕様書 (助産所、市外産科医療機 関)	2頁	7 (1) ア	母子デイケアについて、当施設では終日(日曜・祝日および12月29日から1月3日も利用可)受け入れが可能としておりますが、仕様書に基づき、横浜市からの利用者については制限を設けたほうが良いのでしょうか。	横浜市の産後母子ケア事業として受け入れる場合は、仕様書に基づき原則、日曜・祝日及び12月29日から1月3日は受け入れができません。 ただし、横浜市の産後母子ケア事業としてではなく、施設の自主事業としての受け入れについて、横浜市民の利用を妨げるものではありません。
21	令和8年度横浜市産後母 子ケア事業(ショートステ イ・ デイケア)業務委託仕様書 (助産所、市外産科医療機 関)	2頁	7 (2) イ	母子ショートステイについて、当施設では終日(祝日および12月29日から1月3日も利用可)受け入れが可能としておりますが、仕様書に基づき横浜市からの利用者については制限を設けたほうが良いのでしょうか。	No,20を御参照ください。

No.	資料名	ページ	番号等	質問	回答
22	令和8年度横浜市産後母子ケア事業(ショートステイ・デイケア)業務委託仕様書(助産所、市外産科医療機関)	2頁	7 (2) ウ	仕様書では、市役所の閉庁日からの利用は、区役所と受託者にて調整を行うこととなっておりますが、他市の産後ケア事業ではショートステイおよびデイケアで緊急利用が認められています。(利用者からの電子申請と受託者から市役所が開庁後の事後連絡で産後ケア事業の利用が認められております)。そのような状況の場合はどのような取扱い(ご案内)をしたらよろしいのでしょうか。	本市の産後母子ケア事業では、緊急利用は認めていません。市からの利用承認を受ける前に、横浜市の産後母子ケア事業を利用することはできません。
23	令和8年度横浜市産後母子ケア事業(ショートステイ・デイケア)業務委託仕様書(助産所、市外産科医療機関)	3頁	8	本市指定の方法(申請・予約システム)とはどのようなシステムでしょうか。専用機器などの購入、準備等は必要でしょうか。ご教示をお願いします。なお、現在、電話もしくはグーグルフォームを使用して予約を取得しております。	システムの詳細について、現在検討中であるため、現時点では詳細はお伝えすることができません。受託者に別途お伝えします。なお、将来のシステム利用にあたっては、インターネットがにつながるパソコン、タブレット等が必要になると考えています。
24	令和8年度横浜市産後母子ケア事業(ショートステイ・デイケア)業務委託仕様書(助産所、市外産科医療機関)	3頁	8 (5)	実施報告については、デイケアの場合、利用日から起算して7日以内に区福祉保健センターとありますが、こちらは郵送の場合、必着でしょうか。消印有効となりますでしょうか。また、持ち込みの場合はどうなりますでしょうか。7日目が閉庁日に該当する場合などどのようにしたらよろしいのでしょうか。	原則、電子申請により御提出いただく予定で、現在、事務フローを調整しています。郵送、持参、電子申請、いずれの場合においても、利用日から起算して7日以内に必着となります。7日目が閉庁日の場合は、翌営業日までに届くように報告ください。
25	令和8年度横浜市産後母子ケア事業(ショートステイ・デイケア)業務委託仕様書(助産所、市外産科医療機関)	5頁	14 (6)	産後ケア施設や助産所を対象にした、神奈川県や各市町村、保健所主催の研修に参加しております(産後ケアや産科施設に基づく内容の研修)が、そのような研修に参加・受講でもよろしいのでしょうか。	神奈川県や各市町村、保健所主催の研修で差し支えありません。
26	令和8年度横浜市産後母子ケア事業(ショートステイ・デイケア)業務委託仕様書(助産所、市外産科医療機関)	2頁	5 (3)	「本事業は、医療法上許可を受けた入所室で実施すること」となっておりますが、当施設は4階が助産所としての許可をいただいております。3階と5階については産後ケアセンターとして運用しております。医療法上であれば4階のみ受け入れ可能という解釈となりますでしょうか。(その場合実質6床(全和室となり洋室の選択不可。特室利用不可)のみとなります)産後ケアセンターも含めた運用して良いのでしょうか。	No,9を御参照ください。
27	申請書		添付書類 (5)	「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査」に係る書類一式とありますが立入検査時の書類がない場合はどうしたら良いのでしょうか	No,13を御参照ください。
28	発注情報詳細			申請時の提出書類についてです。5)直近の「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査」結果報告書、または、助産所現地調査報告書また、指摘事項があった場合は、改善報告書こちらの用紙はどこから入手するもののでしょうか？ご指示よろしくお願い致します。	No,13を御参照ください。